

桜井市告示第 165 号

桜井市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成 28 年 5 月 30 日

桜井市長 松 井 正 剛

桜井市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 118 条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 118 条第 1 項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相

当する書類

(7) 桜井市内におけるまちづくり活動の実績及び今後の方針等を記載した書面

(8) 法第 119 条に規定する業務に関する計画書

(9) 活動地域内の他の民間組織からの都市再生推進法人指定推薦書（第 2 号様式）

(10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が認める書類
(指定の基準等)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 118 条第 1 項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

(1) 奈良県と桜井市とのまちづくりに関する包括協定書（平成 26 年 12 月 22 日締結）第 3 条における対象地区内においてまちづくり活動を行うことを目的としていること。

(2) 申請者又はその構成母体となる組織等が桜井市内に事務所を有し、市内においてまちづくり活動の実績があること。

(3) 法第 119 条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基盤を有していること。

(4) 業務を行うに当たり、関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。

(5) 桜井市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月桜井市条例第 21 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）で

ないこと及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものが所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（第 3 号様式）により当該申請者に通知する。

（名称等の変更）

第 4 条 法第 118 条第 3 項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（第 5 号様式）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第 5 条 推進法人は、事業年度開始後、速やかに当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかに当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第 6 条 市長は、法第 121 条第 2 項の規定による改善命令は、都市再生推進法人業務改善命令書（第 6 号様式）により行うものとする。

（指定の取消）

第 7 条 市長は、法第 121 条第 3 項の規定による推進法人指定の取消は、都市再生推進法人指定取消通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。